

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。

平成二十一年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

西本 信夫	（名 氏 名 称）	主たる事務所又は 事業所の所在地は 広島市南区段原南二丁目一番五号	取 消 年 月 日
			平成二十一年一月一日